

防経装第8303号  
19.8.30  
一部改正 防経装第4092号  
23.4.1  
一部改正 防経装第3115号  
26.3.14  
一部改正 防官文(事)第18号  
27.10.1  
一部改正 防官文(事)第156号  
28.3.31  
一部改正 防装庁(事)第31号  
29.2.28

大臣官房長  
各局長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長 殿  
技術研究本部長  
装備施設本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長

事務次官  
(公印省略)

調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領について  
(通達)

添付書類：別紙

## 調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領

### 1 目的

この要領は、調達等関係業務に従事している職員が職務上、防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における適切な対応のあり方について、自衛隊員倫理法（平成11年法律第130号）及びこれに基づく命令に規定するもののほか、必要な具体的措置を定めることにより、もって調達に係る事務の公正かつ透明な執行を確保することを目的とする。

### 2 用語の定義

(1)「研究開発」とは、装備品等の研究開発（装備品等の研究開発に関する訓令（平成27年防衛省訓令第37号）第1条に規定する装備品等の研究開発をいう。以下同じ。）に係る業務であって、次に掲げるものをいう。

ア 装備品等研究開発見積依頼及び装備品等研究開発見積りの作成

イ 装備品等研究開発要求の作成

ウ 実施計画の作成

エ 概算要求に係る資料の作成

オ 仕様書の作成

カ 事業者等に対し、性能、所要経費、後方支援等に関する内容を含めた提案書の提出を求める文書の作成

キ 評価基準書の作成及び評価基準に基づく評価の実施

ク アからキまでに掲げる業務に係る資料の作成（当該資料の合議及び決裁を含む。）並びに当該資料の作成に係る所要の調整及び基礎資料の収集

(2)「機種選定等」とは、新たに取得しようとする装備品等（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第13号に規定する装備品等をいう。以下同じ。）の機種の選定又は評価基準に基づく契約相手方等の選定に係る業務であって、次に掲げるものをいう。

ア 運用要求書の作成

イ 要求性能書の作成

ウ 仕様書の作成

エ 提案要求書の作成

オ 評価基準書の作成及び評価基準に基づく評価の実施

カ アからオまでに掲げる業務に係る資料の作成（当該資料の合議及び決裁を含む。）並びに当該資料の作成に係る所要の調整

及び基礎資料の収集

(3)「調達等関係業務」とは、研究開発、機種選定等及びこれら以外の業務であって、次に掲げるものをいう。

ア 調達要求書の作成（当該調達要求のための仕様書の作成を含む。）

イ 事業者等（外国政府を除く。）の資格審査及び登録

ウ 予定価格の作成

エ 原価監査

オ 契約相手方等の選定及び契約の締結

カ 監督及び検査

キ 代金の支払

ク アからキまでに掲げる業務に係る資料の作成（当該資料の合議及び決裁を含む。）並びに当該資料の作成に係る所要の調整及び基礎資料の収集

(4)「調達等関係業務に従事している職員」とは、防衛省に勤務する職員のうち、研究開発若しくは機種選定等を行い、又は恒常的若しくは継続的に前号アからクまでに掲げる業務を行うものをいう。

(5)「退職者」とは、業界関係者等のうち、防衛省（防衛庁を含む。）の勤務経験を有する者をいう。

(6)「事業者等」とは、法人その他の団体、事業を行う個人又は外国政府をいう。

(7)「業界関係者等」とは、次のいずれかに該当する事業者等の役員（事業者等の代表権を有する役員及び一般役員をいう。）、従業員（役員以外の事業者等に使用される者をいう。）、代理人及び研究開発又は機種選定等に関わる事業者等（外国政府を除く。）の所在する外国政府の職員であって、研究開発若しくは機種選定等に関し接触を求めてくる者又は必要な資料を入手するために接触する必要がある者をいう。

ア 防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号。以下「細則」という。）第13条の規定に基づき作成する工事等（細則第6条第1項に規定する「工事等」をいう。以下同じ。）の契約に係る有資格者名簿及び物品等（細則第6条第1項に規定する「物品等」をいう。以下同じ。）の契約に係る参加資格者名簿に記載されている事業者等（外国政府を除く。）

イ 現に工事等及び物品等に係る契約を締結している事業者等

ウ イの下請負者又は業務の一部を再委託された者

エ 積算事務において依頼により見積りを行った事業者等

オ アからエまでに掲げるもののほか、研究開発又は機種選定等において、提案を行う又は予定している事業者等（下請負者を含む。）

(8)「接触」とは、調達等関係業務に従事している職員が、調達等関係業務に関し、業界関係者等と接触すること（電話、電子メール、

FAX等によるものを含む。)をいう。

(9)「働きかけ」とは、業界関係者等が調達等関係業務に従事している職員に対し、次に掲げることを求める行為をいう。

ア 法令等に違反する行為

イ 職務上非公開とすべき情報の公開

ウ 特定の事業者等に対する有利又は不利な取扱い（不作為を含む。）

(10)「機関等の長」とは、調達等関係業務に従事している職員の所属する大臣官房長、各局長、防衛省本省の施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長並びに防衛装備庁長官をいう。

(11)「課室等の長」とは、調達等関係業務に従事している職員の所属する課室又は部隊等の長をいう。

(12)「監査実施部門の長」とは、調達等関係業務に従事している職員の所属する機関等の長（防衛省本省の内部部局にあつては、大臣官房長）が定める調達等関係業務に関する監査の事務を所掌する課室又は部隊等の長をいう。

### 3 調達等関係業務に従事している職員と業界関係者等との接触

#### (1) 接触時の留意事項

調達等関係業務に従事している職員の職務上必要と認められる接触は次号に掲げるとおりとし、業界関係者等と接触する場合は、次のアからエまでに掲げる行為その他の特定の事業者等が不当に有利又は不利になることにつながる行為をすることのないよう留意するものとする。これらの行為は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第8条の規定に抵触するおそれがある点にも十分留意するものとする。

ア 調達に係る積算価格、予定価格、他の事業者等の見積価格及び仕様書、運用要求書、要求性能書、提案要求書その他調達等関係業務の実施に際し作成される資料（以下「調達等業務関連資料」という。）であつて公になっていないものなどの情報を漏えいすること。

イ 調達等業務関連資料に特定の事業者等しか受注できないこととなる趣旨の記述をすること。

ウ 調達等業務関連資料の作成の際に、特定の事業者等に偏った問合せをすること。

エ 事業者等の情報及び当事者間で作成した資料等を当該事業者等の許可なく、他の事業者等に伝達すること。

#### (2) 職務上必要と認められる接触

調達等関係業務に従事している職員は、次に掲げる場合であつて、

特に必要があると認められるときを除き、業界関係者等と接触してはならない。

ア 仕様書及びその関係資料作成のために必要な事務に従事する場合

イ 積算事務における見積りの内容確認及びこれに付随する事務に従事する場合

ウ 入札・契約事務において事業者等との公告、入札心得等に記載された手続及びこれに付随する事務に従事する場合

エ 契約書及びこれに付随するものに基づく契約相手方等との調整及びこれに付随する事務に従事する場合

オ 工事等及び物品等の調達の実施に関する訓令、達又は通達類の規定に基づき接触する場合

カ 第2項第1号及び第2号に掲げる資料の作成並びにこれに付随する事務に従事する場合

キ その他職務上必要と認められる場合として防衛装備庁長官が定める場合

### (3) 接触場所の制限

調達等関係業務に従事している職員は、業界関係者等と職務上必要と認められる接触（面会による場合に限る。）を行う場合は、次に掲げる場所において行わなければならない。

ア 庁舎内にあつては、会議室等執務室以外であつて当該接触と無関係な者の立入りが制限された区画。ただし、諸事情によりやむを得ず執務室で接触する必要がある場合は、パーティションで暫定的に区画する等の適切な情報保全措置が施された場所

イ 庁舎外にあつては、製造等又は工事等の現場、工事監督官事務所又は事業者等の事務所

### (4) 接触の方法

業界関係者等との接触は、原則として複数の職員で行うものとする。この場合、接触する業界関係者等に対して、第1号アからエまでに掲げることを職員に唆すなどの働きかけと認められる行為が行われた場合は、第5項第1号の報告書の作成並びに必要な応じて指名停止等の措置及びホームページ等による公表が行われる旨をあらかじめ伝えるとともに、当該業界関係者等が退職者であるか否かの確認を行うものとする。

## 4 主要な装備品等の研究開発及び機種選定等に従事している職員の接触時の措置

(1) 調達等関係業務に従事している職員のうち、主要な装備品等の研究開発及び機種選定等に従事している職員が、その業務に係る業界関係者等と接触した場合には、防衛装備庁長官が別に定めるところにより、速やかに、その内容を課室等の長に報告するものとする。

る。ただし、複数の職員により接触したときは、そのうちの一人が、当該複数の職員を代表して課室等の長に報告することができる。

- (2) 前号の報告を受けた課室等の長は、防衛装備庁長官が別に定めるところにより、当該報告の内容を月ごとに文書にて取りまとめ、その月の翌月の末日までに、監査実施部門の長に通知するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、第1号の報告を受けた課室等の長は、接触内容が前項第1号アからエまでの規定に抵触する場合及び同項第2号の必要と認められる接触以外の接触であったと判断した場合には、防衛装備庁長官が別に定めるところにより、速やかに、その旨を機関等の長及び監査実施部門の長に報告するものとする。この場合において、機関等の長は、当該報告の内容を防衛装備庁長官等（機種選定に係る報告については整備計画局長及び防衛装備庁長官、衛生資材に係る報告については大臣官房衛生監、その他の報告については防衛装備庁長官をいう。以下同じ。）に通知するものとする。
- (4) 前号の報告を行った課室等の長は、速やかに、当該報告の対象となった接触を行った職員に対する教育及び当該接触の相手方である業界関係者等が属する事業者等に対する指導その他の再発防止のための措置を講ずるとともに、第3項第1号アからエまでの規定に抵触する場合及び同項第2号の必要と認められる接触以外の接触であったと判断した行為について、入札の取りやめ、他の事業者等への公正な資料の提供その他の適切な事後処置を講ずるものとし、防衛装備庁長官が別に定めるところにより、その結果を機関等の長及び監査実施部門の長に報告するものとする。この場合において、機関等の長は、当該報告の内容を防衛装備庁長官等に通知するものとする。
- (5) 前号の通知を受けた防衛装備庁長官等は、必要に応じ、機関等の長に対し、適切な指導及び助言を行うものとする。
- (6) 第3号の報告を受けた機関等の長は、必要に応じ、課室等の長に対し、適切な指導及び助言を行うものとする。

## 5 調達等関係業務に従事している職員が業界関係者等から働きかけを受けた時の措置

- (1) 調達等関係業務に従事している職員は、業界関係者等から働きかけを受けた場合は、当該働きかけを拒否し、直ちに、接触を中止するとともに、速やかに、付紙様式により報告書を作成し、機関等の長及び監査実施部門の長に提出するものとする。
- (2) 前号の報告書の提出を受けた機関等の長は、速やかに、これを整備計画局長等（工事に係る報告については整備計画局長、衛生資材に係る報告については大臣官房衛生監、その他の報告については防衛装備庁長官をいう。以下同じ。）に通知するものとする。
- (3) 前号の通知を受けた整備計画局長等は、必要に応じ、機関等の長

に対し、適切な指導及び助言を行うものとする。

- (4) 第1号の報告書の提出を受けた機関等の長は、必要に応じ、課室等の長に対し、適切な指導及び助言を行うものとする。
- (5) 防衛装備庁長官（衛生資材に係るものについては大臣官房衛生監）は、必要に応じ、第1号の働きかけを行った業界関係者等が属する事業者等に対し、指名停止等の厳正な措置を講ずるとともに、事業者等の名称を含む当該働きかけの内容についてホームページ等により、公表するものとする。
- (6) 第1号の規定により作成された報告書は、5年間保存するものとする。

## 6 退職者に対する措置

国民から無用の疑念を抱かれることがないように退職者との接触に当たっては、他の業界関係者等との公平性に留意するとともに、前項に規定する措置に加えて次の措置を講ずるものとする。

- (1) 第3項第4号に規定する複数の職員のうち少なくとも1名は、防衛省内部部局の部員以上の職員、幹部自衛官又は幹部自衛官相当の事務官、技官若しくは教官とする。
- (2) 退職者である業界関係者等から働きかけを受けた場合は、前項第1号の規定に基づき作成される報告書に、退職者である旨明記するものとする。

## 7 対象者一覧表の作成

課室等の長は、防衛装備庁長官が別に定めるところにより、装備品等の研究開発及び機種選定等に従事している職員についての一覧表を作成し、当該作成を行った日の属する月の翌月の末日までに、監査実施部門の長に通知するものとする。

## 8 教育等の実施

- (1) 機関等の長は、調達等関係業務に従事している職員又は当該職員になることが見込まれる職員に対し、この要領の内容その他防衛省における調達等関係業務の公正な実施のために必要な教育を実施するものとする。
- (2) 機関等の長は、研究開発及び機種選定等の開始に先立ち課室等の長に対し、課室等の長は、前項の対象者一覧表の通知に先立ち当該一覧表の対象者に対し、それぞれこの要領の内容について周知を図るものとする。

## 9 その他

この要領の実施に関し必要な細部事項は、工事については整備計画局長が、それ以外については防衛装備庁長官が定めるものとする。

ただし、機種選定については、整備計画局長と協議のうえ防衛装備庁長官が定めるものとする。

# 業界関係者等からの働きかけに関する報告書

個人情報

付紙様式

調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領第2項第9号に掲げることを業界関係者等が職員に対し唆した場合には、当該職員は下記項目に必要な事項を記載し、機関等の長等に報告を行ってください。

日 時	年      月      日                      ~
場 所	
当方職員	所属                      官職（級）                      氏名
	所属                      官職（級）                      氏名
接触相手方	会社名                      役職                      氏名
	連絡先
	会社名                      役職                      氏名
	連絡先
	会社名                      役職                      氏名
	連絡先
退職者	
接触理由 (該当にチェックを付す)	<input type="checkbox"/> 仕様書及びその関係資料作成のために必要な事務に従事する場合 <input type="checkbox"/> 積算事務における見積りの内容確認及びこれに付随する事務に従事する場合 <input type="checkbox"/> 入札・契約事務において事業者等との公告、入札心得等に記載された手続及びこれに付随する事務に従事する場合 <input type="checkbox"/> 契約書及びこれに付随するものに基づく契約相手方等との調整及びこれに付随する事務に従事する場合 <input type="checkbox"/> 工事等及び物品等の調達の実施に関する訓令、達又は通達類の規定に基づき接触する場合 <input type="checkbox"/> 装備品等の研究開発及び機種選定等に関する事務に従事する場合 <input type="checkbox"/> その他職務上必要と認められる場合として防衛装備庁長官が定める場合 (理由: _____)
接触内容 (細部)	

注：1 「退職者」欄には、防衛省（防衛庁を含む。）の勤務経験を有する場合に「○」を付す。  
 2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。